指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和8年　7月 1 日現在〕

1　事業所の概要

事業所名	社会福祉法人・新座福祉会 　居宅介護支援事業所・なのはな
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目7番34号102号室
事業所番号	1172101501
管理者連絡先	社会福祉法人・新座福祉会 居宅介護支援事業所　なのはな 埼玉県朝霞市本町2丁目7番34号102号室 電話番号：048-424-7500 髙木　裕美
サービス提供地域	朝霞市(全域)･新座市(全域) 和光市（全域） 志木市（全域）

2　事業所の職員体制

職種	従事するサービスの種類と業務	人員
管理者	業務の把握と全ての管理 (主任介護支援専門員と兼務)	1名
主任介護支援専門員	他の介護支援専門員の指導・育成	2名 （常勤　2名　　非常勤　　　名）
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	1名 （常勤　1　名　非常勤　　　名）
事務職員		1名 （常勤　1名　非常勤　　　名）

3　サービス提供時間

区分	平日	土曜日	日・祭日
提供時間	8時30分～ 17時30分迄。	休み	休み

注）年末年始（12/30～1/3）は「休祭日」の扱いになります。

4　利用者負担金

（１）居宅介護支援については、別紙１のとおりですが全額保険給付されるので、
原則として利用者の負担はありません。

（２）介護支援専門員が通常の事業の実施地域を越えた地点から訪問・出張する
必要がある場合には、片道３０キロメートル未満は無料です。
片道３０キロメートル以上の場合、５キロメートルにつき５００円の
実費を徴収します。

5　当事業所のサービスの方針

利用者又は家族の希望を踏まえつつ公正中立なケアマネジメントを行います。

6　秘密の保持

（１）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（２）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で
利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、
あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の
家族の個人情報を用いません。

（３）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」
及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の
適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者 髙木　裕美
虐待防止に関する担当者：　　　　花谷　明子

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会に参加します。

（６）虐待の防止のための指針を作成します。

８ 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、緊急性・非代替性・一時性に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

9 業務継続計画の策定等(天災)

（１）感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

（２）感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。

（３）感染症及び災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を(年1回以上)実施します。

10　業務継続計画の策定等(感染症)

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を実施します。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。

（３）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

（４）介護支援専門員等の清潔の保持及び健康について、必要な管理を行います。

（５）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

１１　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

１２　緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせにもとづき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

１３　居宅サービス事業者等の選定・理由の説明

（１）利用者又はその家族は、居宅サービス計画の作成に当たって、介護支援専門員に複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。

（２）利用者又はその家族は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

１４　相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様相談窓口	電話番号：048-424-7500 髙木　裕美　（　管理者　） 対応時間　：午前8時30分～午後5時30分迄。 （土・日・祝日を除く） 時間外は、転送電話にて対応します。

○公的機関において、次の機関においても相談、苦情申し出ができます。

朝霞市役所 健康部介護保険課 介護保険係	所在地　：朝霞市本町1丁目1番1号 電話番号　：048-463-1719 ＦＡＸ番号　：048-463-1025 対応時間　：午前8時30分～午後5時15分迄。 （土・日・祝日を除く）

新座市介護保険課	所在地　：新座市野火止1-1-1 電話番号　：048-477-1111 ＦＡＸ番号　：048-482-5882 対応時間　：午前8時30分～午後5時15分迄。 （土・日・祝日を除く）

和光市　長寿あんしん課	所在地　：和光市広沢1-5 電話番号　：048-464-1111 ＦＡＸ番号　：048-466-1473 対応時間　：午前8時30分～午後5時15分迄。 （土・日・祝日を除く）

志木市　長寿応援課	所在地　：志木市中宗岡1丁目1番1号 電話番号　：048-473-1111 ＦＡＸ番号　：048-474-4384 対応時間　：午前8時30分～午後5時15分迄。 （土・日・祝日を除く）

埼玉県 国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地：さいたま市中央区大字下落合1704国保会館 電話番号　：048-824-2568 ＦＡＸ番号　：048-824-2561 対応時間　：午前9時～午後5時迄。 （土・日・祝日を除く）

東京都 国民健康保険団体連合会	所在地：東京都千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館11階 電話番号　：03-6238-0177 ＦＡＸ番号　：03-6238-0022 対応時間　：午前9時～午後5時迄。 （土・日・祝日を除く）

１５　当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人　新座福祉会
代表者名	湖山　泰成
所在地・電話	埼玉県新座市馬場１丁目２番３５号 ℡　048-480-7310
事業の概要	特別養護老人ホーム　　短期入所生活介護　　通所介護 居宅介護支援　　　　　地域包括支援センター
所在地・電話	埼玉県朝霞市幸町１丁目１１番７号 ℡　048-450-2300
事業の概要	小規模多機能居宅介護　　認知症対応型共同生活介護
所在地・電話	埼玉県新座市馬場１丁目９番地２３号 ℡　048-483-0166
事業の概要	公益事業サービス付高齢者向け住宅　　訪問介護
所在地・電話	埼玉県志木市幸町４丁目７番地８号 ℡　048-485-6000
事業の概要	小規模多機能居宅介護　　公益事業サービス付高齢者向け住宅
所在地・電話	埼玉県さいたま市南区大谷口２５４８－１ ℡　048-829-7612
事業の概要	特別養護老人ホーム
所在地・電話	埼玉県朝霞市本町２丁目７番地３４号リブ朝霞１０２号室 ℡　048-424-7500
事業の概要	居宅介護支援
事業数	１３

〔説明確認欄〕

令和　　　年　　　月　　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事業者　　　居宅介護支援事業所　なのはな

説明者

私は、事業者から重要な説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

利用者　　　住所

　　　　　　氏名

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行しました。

署名代行事由：

（代理人）

住所

氏名

（別紙１）

居宅介護支援の利用料

ア）基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。

介護認定を受けられた方は、全額保険給付されるので、利用者の負担はありません。

区分 （介護支援専門員１人当たりの利用者数）	要介護１・２	要介護３～５
居宅介護支援費Ⅱ（i） （45人未満の部分）	１１，７７２円	１５，２９５円
居宅介護支援費Ⅱ（ii） （45人以上、60人未満の部分）	5,712円	７，４０３円
居宅介護支援費Ⅱ(iii) （60人以上の部分）	3,425円	４，４４４円

イ）加算

要件を満たす場合に、<u>基本利用料に以下の料金が加算</u>されます。

加算の種類	要件	利用料
特定事業所加算Ⅱ	支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、 専門性の高い人材を3名以上確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価 し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする場合	1月につき ４，５６３円
特定事業所加算Ⅲ	支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、 専門性の高い人材2名以上確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価 し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする場合	1月につき ３，５０１円
特定事業所加算A	支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、 専門性の高い人材1名以上確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価 し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする	1月につき １，２３５円
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	１月につき ３，２５２円
入院時 情報連携加算Ⅰ	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	１月につき ２，７１０円
入院時 情報連携加算Ⅱ	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問以外の方法により、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	１月につき ２，１６８円
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービス等の利用に関する調整を行った場合	１月につき Ⅰイ　４，８７８円 ロ　６，５０４円 Ⅱイ　６，５０４円 ロ　８，１３０円 Ⅲ　９，７５６円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合	1回につき 542円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき ２，１６８円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者で、在宅で亡くなる前14日以内の2日以上利用者宅を訪問し、主治医及びサービス事業者と連絡調整をとり、24時間連絡及び居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合	１月につき ４，３３６円
特定事業所医療介護連携加算	全前年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルマネジメント加算を１５回以上算定していること。	１月につき １，３５５円
処遇改善加算	賃金改善の実施、研修機会の確保、職場環境の改善等、国が定める要件を満たし、適切に運用しており、加算による収入は、職員の処遇改善に充てるとともに、人材の確保・定着およびサービス品質の向上に活用する場合。	１月につき